

鹿沼市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札の執行に関し、入札参加のための手続を簡略化し、入札後に最低価格者（以下、「落札候補者」という。）から順に入札参加資格要件の審査を行い、的確である場合に落札を決定する事後審査型条件付き一般競争入札を実施するため、その事務取扱について必要な事項を定める。

(対象とする契約)

第2条 事後審査型条件付き一般競争入札の対象とする契約は、予定価格が200万円を超える建設工事とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合、事後審査型条件付き一般競争入札によらないことができるものとする。

(入札公告)

第3条 前条に規定する対象工事の入札の公告は、鹿沼市役所掲示板、鹿沼市ホームページへの掲載において行う。

- 2 公告の内容及び様式は様式1-1号によるものとする。
- 3 前項の公告の内容を補完するため、鹿沼市事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（様式第1-2号）を鹿沼市ホームページ、その他適当と認められる媒体を通じ、常時閲覧に供する。

(入札参加資格要件)

第4条 事後審査型条件付き一般競争入札に参加できる者は、鹿沼市建設工事請負業者資格審査要綱（平成22年告示第52号）に規定する鹿沼市建設工事入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。
ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りではない。なお、特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。
- (3) 対象工事の業種の経営事項審査結果通知書の総合数値（P）が一定以上の者又は対象工事の業種の格付けが指定のランクであること。
- (4) 対象工事に配置を予定している主任（監理）技術者が適正であること。
- (5) 定められた地域内に、建設業法に基づく本店があること。
- (6) 本工事の対象工種において、過去に同種又は類似の公共工事の施工実績を有する者又は当該実績を有しない場合であっても、同等の施工能力を有すると認められる者であること。
- (7) 鹿沼市建設工事請負業者指名停止基準（昭和60年告示第113号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) その他指定された参加要件を満たす者であること。

(競争入札参加者の決定)

第5条 前条各号に規定する競争入札参加資格は、予定価格500万円以上の建設工事については、対象工事毎に鹿沼市入札管理委員会の審議を経て決定するものとする。また、予定価格500万円未満の建設工事については、各部局において決めるものとする。

(入札参加者の決定)

第6条 入札参加申請は、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第2号以下「参加申請書」という。）を公告した期日までに提出するものとする。参加申請書を提出した者は、原則として当該入札に参加できるものとする。なお、入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため確認の必要がある者について行う。

(入札方法)

第7条 本競争入札の入札方法は、電子入札とする。

(開 札)

第8条 開札は、入札公告に示す日時、場所において行うものとする。

- 2 入札執行者は、落札候補者の決定とともに、当該落札候補者から順に入札参加資格の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言し、開札を終了する。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第9条 開札後に落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、入札執行者は、速やかに落札候補者に連絡し、入札公告に示す入札参加資格要件確認申請書(様式第3号)及び入札参加資格確認書類(以下「確認書類」という。)の提出を求めるものとする。

- 2 確認書類は、前項の提出を指示した日から2日(市の休日を除く。)以内に持参により提出するものとする。
- 3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に審査書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格要件の審査)

第10条 入札執行者は、入札公告に示す入札参加要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしている場合は、落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。なお、この場合において、委員会の審議は省略するものとする。

- 2 入札参加資格要件の審査は、第9条第1項に規定する確認書類が提出された日から2日(市の休日を除く。)以内に行わなければならない。
- 3 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件審査結果調書(様式第4号)により取りまとめるものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第11条 入札執行者は、落札候補者が当該要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定し、当該落札者には速やかに落札通知書を交付するものとする。

- 2 入札執行者は、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して電子入札システムの審査結果通知書(資格の有無:無)により通知するものとする。
- 3 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から2日(市の休日を除く。)以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。
- 4 市長は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められた場合は、書面が提出された日から2日(市の休日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(準用規定)

第12条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は、財務規則の当該規定の例によるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。